

特定非営利活動法人 全国語学教育学会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人の名称は、日本語名で、特定非営利活動法人全国語学教育学会という。英語名では、NPO The Japan Association for Language Teaching といい、略称を JALT または ジャルト とする。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都千代田区丸の内1丁目8番地3号丸の内トラストタワー本館20階に置く。

(目的)

第3条 この法人は、日本における外国語及び第二言語の教育と学習の向上に関心を持つ者に対して、研究の促進、大会の開催、出版物の発行、関連専門団体との協力に関する事業を行い、語学教育と学習の発展、社会教育並びに国際協力活動の推進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 文化、芸術の振興を図る活動
- (3) 国際協力の活動
- (4) 以上の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係わる事業として、次の事業を行う。

- (1) 語学教育と学習に関する研究論文等の出版の発行
- (2) 言語の教育と学習に関する年次国際大会の開催
- (3) 日本全国各地域でのミニ・コンファレンス、会議の開催
- (4) 語学の教育と学習に関する研究助成金の授与

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の二種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下法という）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又はグループで以下の会員とする。
 - (1) 一般会員
 - (2) 学生会員
 - (3) ジョイント会員

- (4) グループ 会員
- (5) 海外一般会員
- (6) 海外グループ 会員
- (7) シニア会員
- (2) その他の会員
 - (1) 賛助会員
 - (2) ビジネスクラス会員
 - (3) 大会会員
 - (4) 購読会員
 - (5) 分野別研究部会会員
 - (6) 提携海外団体会員
 - (7) その他の特別行事会員

(入会)

第 7 条

- (1) 正会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。
 - (1) この法人の目的に賛同して入会した個人又はグループであること。
 - (2) この法人の定める会費を支払うこと。
 その他の会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。
 - (3) この法人の目的に賛同し、法人の定める規約に従うこと。
- (2) 正会員として入会しようとするものは、この法人が定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

その他の会員についても同様とする。
- (3) 理事長は、前項の申込みがあったとき、そのものが第 1 項各号に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

その他の会員についても同様とする。
- (4) 理事長は、第 2 項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

その他の会員についても同様とする。

(会費)

第 8 条

正会員は、執行役員会において定められ、総会において承認された別に定める会費を納入しなければならない。会費には購読料を含むものとする。その他の会員についても同様とする。

(会員の資格の喪失)

第 9 条

正会員が次の各号の一つに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 会員の有効期限が切れ、更新をしなかった場合。
- (2) 除名されたとき。

その他の会員についても同様とする。

(退会)

第 10 条

正会員は任意に退会することができる。その他の会員についても同様とする。

(除名)

第 11 条

(1) 会員が次の各号の一つに該当する場合には、執行役員会の議決により、

これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (2) 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第 12 条 既に納入した会費、その他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員

(種別及び定数)

- 第 13 条 (1) この法人に、次の役員を置く。
- (1) 理事 5 人から 9 人
 - (2) 監事 1 人
- (2) 理事のうち 1 人を理事長、1 人を副理事長とする。

(選任等)

- 第 14 条 (1) 理事(含む理事長、副理事長)及び監事は、正会員の投票によって選出し、総会において承認する。
- (2) 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。
- (3) 法第 20 条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- (4) 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

- 第 15 条 (1) 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- (2) 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- (3) 理事は、執行役員会を構成し、この定款の定め及び執行役員会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- (4) 監事は、次に掲げる職務を行う。
- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況に就いて、理事に意見を述べること。

(任期等)

- 第 16 条
- (1) 役員の任期は、2 年とする。但し、再任を妨げない。
 - (2) 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後。
 - (3) 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残存期間とする。
 - (4) 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

- 第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第 18 条
- (1) 役員が次の各号の一つに該当する場合には、執行 役員会の議決並びに総会の承認により、これを解任 することができる。
 - (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
 - (2) 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

- 第 19 条
- (1) 役員はその総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。
 - (2) 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - (3) 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会議

(種)

- 第 20 条
- (1) この法人の会議は、総会及び執行役員会の 2 種とする。
 - (2) 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

- 第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の機能)

- 第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。
- (1) 定款の変更
 - (2) 解散及び合併
 - (3) 事業計画及び収支予算並びにその変更
 - (4) 事業報告及び収支決算
 - (5) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
 - (6) 会費の額
 - (7) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第 49 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
 - (8) 事務局の組織及び運営

- (9) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

- 第 23 条 (1) 通常総会は、毎年 1 回開催する。
(2) 臨時総会は、つぎに掲げる場合に開催する。
(1) 執行役員会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
(2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
(3) 監事が第 15 条第 4 項第 4 号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

- 第 24 条 (1) 総会は、前条 2 項第 3 号の場合を除いて、理事長が招集する。
(2) 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 90 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
(3) 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

- 第 25 条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

- 第 26 条 総会は、正会員総数の 4 分の 1 以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

- 第 27 条 (1) 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
(2) 但し、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した以外の事項について議決する場合は、議決事項について総会出席者の 3 分の 2 以上の賛成を要するものとする。
(3) 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

- 第 28 条 (1) 各正会員の表決権は平等なものとする。
(2) やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
(3) 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条の規定の適用については出席したものとみなす。
(4) 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

- 第 29 条 (1) 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1) 日時及び場所

- (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- (2) 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名しなければならない。

(執行役員会の構成)

第30条 執行役員会は、理事、監事並びに支部・分野別研究会の代表者をもって構成する。

(執行役員会の権能)

- 第31条 (1) 執行役員会は、この法人の主な方針決定機関である。
- (2) 執行役員会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。
- (1) 総会に付議すべき事項。
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項。
 - (3) 支部と分野別研究部会の設立と運営に関する手続きと方針。
 - (4) 各種委員会の設置。
 - (5) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項。
 - (6) 理事は、執行役員会が開かれていないときは、執行役員会の機能を代行する。執行委員会が決議を行えない緊急時にはこの法人を代表して決議を行うことができる。理事は、各委員会や職員の任務を含むこの法人の通常の運営を監督する。また執行役員会に対して、方針を提案し、議案の調整を行う。理事による決議は執行役員会の承認を得なければならない。

(執行役員会の開催)

- 第32条 執行役員会は、次に掲げる場合に開催する。
- (1) 年次国際大会時を含め、年間少なくとも3回開催する。
 - (2) 理事総数の3分の2以上から執行役員会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(執行役員会の招集)

- 第33条 (1) 執行役員会は、理事長が招集する。
- (2) 理事長は、前条第2号の場合にはその日から60日以内に執行役員会を招集しなければならない。
- (3) 執行役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも15日前迄に通知しなければならない。

(執行役員会の議長)

第34条 執行役員会の議長は、理事長がこれにあたる。

(執行役員会の議決)

第35条 (1) 執行役員会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ

- め通知した事項とする。
- (2) 執行役員会は理事、監事の役員の3分の2と、支部及び分野別研究部会代表者の過半数をもって定足数とする。
 - (3) 執行役員会の議事は、監事を除く執行役員会構成員の総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(執行役員会の表決権等)

- 第36条
- (1) 各理事、支部及び分野別研究部会代表者の表決権は、平等なるものとする。
 - (2) やむを得ない理由のため執行役員会に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
 - (3) 前項の規定により表決した構成員は、前条及び次条第1項の適用については、執行役員会に出席したものとみなす。
 - (4) 執行役員会の議決について、特別の利害関係を有する構成員は、その議事の議決に加わることができない。

(執行役員会の議事録)

- 第37条
- (1) 執行役員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 執行役員会構成員総数、出席者数及び出席者氏名（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
 - (2) 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印又は署名しなければならない。

第5章 資産

(構成)

- 第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
 - (2) 会費
 - (3) 寄付金品
 - (4) 財産から生じる収入
 - (5) 事業に伴う収入
 - (6) その他の収入

(区分)

- 第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係わる事業に関する資産とする。

(管理)

- 第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会計

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従っておこなわれなければならない。

(会計区分)

第42条 この法人の会計は、次のとおり区分する。

- (1) 特定非営利活動に係わる事業会計

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、執行役員会の承認を得なければならない。

(暫定予算)

- 第45条
- (1) 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、執行役員会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。
 - (2) 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

- 第46条
- (1) 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。
 - (2) 予備費を使用するときは、執行役員会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、執行役員会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

- 第48条
- (1) この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
 - (2) 決算上余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れ、その他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、執行役員会の議決並びに総会の承認を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を

除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

- 第 51 条 (1) この法人は、次に掲げる事由により解散する。
- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係わる事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- (2) 前項第 1 号によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 3 分の 2 以上の承諾を得なければならない。
- (3) 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(清算人の選任)

- 第 52 条 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。但し合併の場合による解散を除く。

(残余財産の帰属)

- 第 53 条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときは残存する財産は、清算人が、総会の議決を経て、その財産を他の特定非営利法人又は地方公共団体に譲渡することができるものとする。

(合併)

- 第 54 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 3 分の 2 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

- 第 55 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、月刊誌(TLT)並びに官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

- 第 56 条 (1) この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
- (2) 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

- 第 57 条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

- 第 58 条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 雑則

(細則)

第 59 条 この定款の施行について必要な細則は、執行役員会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- (1) この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- (2) この法人の設立当初の役員は、別表のとおりとする。第 14 条 1 項の規定にかかわらず、平成 12 年 1 月 1 日以降の役員の選任については、別途執行役員会で定め、社員総会で承認を得るものとする。この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 11 年 12 月 31 日とする。平成 12 年 1 月 1 日以降の役員の任期については、別途執行役員会で定め、総会で承認を得るものとする。
- (3) この法人の設立当初の事業年度は第 43 条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 12 年 3 月 31 日までとする。
- (4) この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 44 条の規定にかかわらず、執行役員会の定めるところによる。
- (5) この法人の設立当初の会費は第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

年会費

- (1) 正会員
 - 一般会員： 10,000 円
 - 学生会員： 5,000 円
 - ジョイント会員： 各 8,500 円
 - グループ会員： 各 6,500 円
 - 海外一般会員： 9,000 円(船便)
- (2) その他の会員
 - 分野別研究部会員： 各部会毎に 1,500 円
(但し正会員であることが条件)
 - 賛助会員： 80,000～120,000 円
 - ビジネス会員： 200,000 円
 - 購読会員： 8,000 円(個人)
16,000 円(法人)

この定款は、1999 年の総会で本学会の正会員によって批准され、2006 年 7 月 2 日、2010 年 11 月 21 日、2018 年 6 月 17 日、2019 年 6 月 16 日、2020 年 10 月 6 日、2022 年 9 月 1 日、2023 年 3 月 1 日に改正された。

別表 設立当初の役員

	役職名	(フリガナ) 氏 名
1	理事長	ジーン・ヴァン・トロイヤー Gene van Troyer
2	副理事長	ブレンダン・ライオンズ Brendan Lyons
3	理事	デビッド・マクマレー David McMurray
4	理事	リチャード・マーシャル Richard Marshall
5	理事	ジョイス・カニングガム Joyce Cunningham
6	理事	マーク・ザイド Mark Zeid
7	理事	トーマス・シモンズ Thomas Simmons
8	監事	ダニエル・ガスマン Daniel Gossman